

## 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 計画の性質</p> <p>1から5 略</p> <p><u>6 この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。</u></p> <div data-bbox="261 688 626 856" style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div> <p>第3項から第5項 略</p> <p>第6項 計画の用語</p> <p>「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)から(9) 略</p> <p><u>(10) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。</u></p> <p><u>(11) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(12) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。</u></p> <p><u>(13) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。</u></p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 実施責任</p> <p>1から4 略</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>災害時</u>には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。</p> <p>6 県民</p> <p><u>災害時において</u>、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 計画の性質</p> <p>1から5 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3項から第5項 略</p> <p>第6項 計画の用語</p> <p>「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)から(9) 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。</u></p> <p><u>(12) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。</u></p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 実施責任</p> <p>1から4 略</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>災害発生時</u>には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。</p> <p>6 県民</p> <p><u>大規模災害発生の場合</u>、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意</p>	<p>○県の推進方針の反映</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p><b>第3項 略</b></p> <p><b>第4項 県民等の基本的責務</b></p> <p><b>1 県民の責務</b></p> <p>「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、<b>災害時</b>には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p><b>第2章 災害予防</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p><b>第1項 防災協働社会の形成推進</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 推進体制</b></p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) <b>関係機関と連携した防災対策の整備</b></p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、<b>災害時</b>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<b>災害時</b>の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<b>避難者の運送</b>等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) <b>感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</b></p>	<p>識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p><b>第3項 略</b></p> <p><b>第4項 県民等の基本的責務</b></p> <p><b>1 県民の責務</b></p> <p>「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、<b>災害の発生時</b>には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p><b>第2章 災害予防</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p><b>第1項 防災協働社会の形成推進</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 推進体制</b></p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) <b>関係機関と連携した防災対策の整備</b></p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、<b>災害発生時</b>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<b>発災時</b>の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送_____等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) <b>感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</b></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><b>(8) デジタル技術を活用した防災対策の推進</b>  <u>県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第2項 防災業務施設・設備等の整備</b>  1から7 略  <b>8 迅速な参集体制の整備</b>  県、市町村等は、<u>災害時</u>に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、<u>災害時</u>の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの手前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。</p> <p>その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。</p> <b>9 防災拠点施設の整備</b> (1) <b>市町村広域防災拠点施設の指定</b> 市町村は、大規模 <u>災害時</u> に市町村内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市町村広域防災拠点施設の指定を行うものとする。 <p>略</p> (2)から(4) 略 10及び11 略 <p><b>第3項 災害に強いまちづくり</b>  <u>県及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</u></p> <p><u>また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。</u></p> <p><u>県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p>	<p>県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>避難所における避難者の過密抑制など</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p><b>第2項 防災業務施設・設備等の整備</b>  1から7 略  <b>8 迅速な参集体制の整備</b>  県、市町村等は、<u>災害発生時</u>に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、<u>災害発生時</u>の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの手前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。</p> <p>その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。</p> <b>9 防災拠点施設の整備</b> (1) <b>市町村広域防災拠点施設の指定</b> 市町村は、大規模 <u>災害発生時</u> に市町村内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市町村広域防災拠点施設の指定を行うものとする。 <p>略</p> (2)から(4) 略 10及び11 略 <p><b>(新規)</b></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○県の推進方針の反映及び防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○県の推進方針の反映及び防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>



新	旧	修正理由
<p>また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的<u>かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の实情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)から(6) 略</p>	<p>また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的<u>な</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の实情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)から(6) 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
<p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p><u>災害時</u>において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 訓練方法</p> <p>県、市町村、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住民の防災意識の高揚</p> <p>県民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び<u>災害時</u>に「自らが何を</p>	<p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p><u>災害発生時</u>において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から<u>防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとする</u>とともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 訓練方法</p> <p>県、市町村、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住民の防災意識の高揚</p> <p>県民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び<u>災害発生時</u>に「自らが何を</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>すべきか」を考え、危機(自然災害、事故等)に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、<u>災害時</u>の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ 感染症対策への配慮</u>  <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>(2) 水防等の訓練  県及び水防管理団体は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。  なお、水防に関する具体的な訓練計画は、別に定める「岐阜県水防計画」による。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 方法  実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。  浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。  浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを市町村長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市町村長に報告するものとする。</u>  浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難等救助訓練  市町村及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。  なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。  また、社会福祉施設における訓練は、<u>災害時</u>の避難場所、避難(誘導)方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上(児童福祉施設においては月1回)の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>すべきか」を考え、危機(自然災害、事故等)に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、<u>災害発生時</u>の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 水防等の訓練  県及び水防管理団体は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。  なお、水防に関する具体的な訓練計画は、別に定める「岐阜県水防計画」による。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 方法  実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。  浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。  浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それ</u>  <u>に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u>  浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難等救助訓練  市町村及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。  なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。  また、社会福祉施設における訓練は、<u>災害が発生したとき</u>の避難場所、避難(誘導)方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上(児童福祉施設においては月1回)の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○水防法及び土砂災害防止法の改正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(7) 広域災害を想定した防災訓練  地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや<u>広域避難</u>等の実動訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(8)から(10) 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化  1及び2 略  3 実施内容  (1) 自主防災組織づくりの推進  市町村は、<u>災害時</u>における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進するものとし、県は、市町村を積極的に支援する。</p> <p>(2) 略  (3) 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化  ア 地域防災協働隊の育成支援  県は、市町村に対し、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援するとともに、<u>災害時</u>において地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。</p> <p>※地域防災協働隊  自主防災組織、消防団、消防署、警察署、<u>地域で活動する防災グループ</u>、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、<u>災害時</u>における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。</p> <p>イ及びウ 略  (4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進  市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよ</u></p>	<p>(7) 広域災害を想定した防災訓練  地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ _____ 等の実動訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(8)から(10) 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化  1及び2 略  3 実施内容  (1) 自主防災組織づくりの推進  市町村は、<u>災害発生時</u>における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進するものとし、県は、市町村を積極的に支援する。</p> <p>(2) 略  (3) 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化  ア 地域防災協働隊の育成支援  県は、市町村に対し、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援するとともに、<u>災害発生時</u>において地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。</p> <p>※地域防災協働隊  自主防災組織、消防団、消防署、警察署、 _____ 女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、<u>災害発生時</u>における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。</p> <p>イ及びウ 略  (4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進  市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○委員からの御意見を踏まえた修正  ○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>う、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(5)から(10) 略</p> <p><b>第5節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>整備を推進するとともに、そのため</u>の意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(2)から(7) 略</p> <p><b>第6節 広域的な応援体制の整備</b></p> <p>1 方針</p> <p>大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。</p> <p>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p>	<p>市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(5)から(10) 略</p> <p><b>第5節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(2)から(7) 略</p> <p><b>第6節 広域的な応援体制の整備</b></p> <p>1 方針</p> <p>大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。</p> <p>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>また、<u>災害時</u>、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。</p> <p>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 火災予防の指導強化 ア 略 イ 防火対象物の管理者等に対する指導 県は、危険物取扱者保安講習等により、災害時の防火対策等について教育する。 市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。 aからd 略 e <u>建築基準法</u>の規定に基づく<u>消防同意</u>制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底 ウ 略 (2) 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、<u>災害時</u>に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。 (4) 略 (5) 防災知識の普及</p>	<p>また、<u>災害発生時</u>、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。</p> <p>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 火災予防の指導強化 ア 略 イ 防火対象物の管理者等に対する指導 県は、危険物取扱者保安講習等により、災害時の防火対策等について教育する。 市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。 aからd 略 e <u>消防法</u>の規定に基づく<u>建築同意</u>制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底 ウ 略 (2) 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、<u>災害発生時</u>に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。 (4) 略 (5) 防災知識の普及</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>



新	旧	修正理由
<p>また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 防災知識の普及</p> <p>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</p> <p>公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</u></p> <p>集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</p> <p>第12節 火山災害対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(9) 略</p> <p>(10) 指定避難所</p> <p>ア 指定避難所の指定</p> <p>市町村は、火山ハザードマップ等を踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定めるものとする。指定避難所の指定にあたっては、避難対象地域の人口を試算しておき、<u>感染症対策を踏まえた上で</u>施設として収容可能かどうかを確認し、地域コミュニティに配慮した収容ができるように、地区別の割当てについても検討しておくものとする。また、指定避難所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得るものとする。</p> <p>避難計画では、指定避難所や、市町村が指定避難所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておくものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(11)から(16) 略</p> <p>第13節 渇水等予防対策</p> <p>略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策</p> <p>1 方針</p> <p>本県においては、宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊</p>	<p>また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 防災知識の普及</p> <p>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</p> <p>公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</p> <p>第12節 火山災害対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(9) 略</p> <p>(10) 指定避難所</p> <p>ア 指定避難所の指定</p> <p>市町村は、火山ハザードマップ等を踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定めるものとする。指定避難所の指定にあたっては、避難対象地域の人口を試算しておき、<u>施設として収容可能かどうかを確認し、地域コミュニティに配慮した収容ができるように、地区別の割当てについても検討しておくものとする。</u>また、指定避難所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得るものとする。</p> <p>避難計画では、指定避難所や、市町村が指定避難所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておくものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(11)から(16) 略</p> <p>第13節 渇水等予防対策</p> <p>略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策</p> <p>1 方針</p> <p>本県においては、宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○委員からの御意見を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由
<p>園地等)等(以下「観光施設」という。)が多数存在しており、その利用者の安全を図るため、<u>災害時</u>に備えた体制の整備に努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 責任体制の整備 観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、<u>災害時</u>に備えるものとする。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第15節 孤立地域防止対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 孤立<u>地域</u>の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 県及び市町村は、道路整備等による孤立<u>地域</u>対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 備蓄 備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。 市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。 県は、孤立<u>地域</u>を支援するために必要となる資材(発電機等)をパッケージ化して備蓄するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立<u>地域</u>対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</p> <p>第16節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難計画の策定 市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の<u>災害時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難</p>	<p>園地等)等(以下「観光施設」という。)が多数存在しており、その利用者の安全を図るため、<u>災害発生時</u>に備えた体制の整備に努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 責任体制の整備 観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、<u>災害発生時</u>に備えるものとする。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第15節 孤立地域防止対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 孤立<u>集落</u>の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 県及び市町村は、道路整備等による孤立<u>集落</u>対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 備蓄 備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。 市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。 県は、孤立<u>集落</u>を支援するために必要となる資材(発電機等)をパッケージ化して備蓄するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立<u>集落</u>対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</p> <p>第16節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難計画の策定 市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の<u>発災時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>



新	旧	修正理由
<p>の協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、<u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、<u>災害時</u>に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、<u>避難者</u>を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。</p> <hr/> <p>なお、指定避難所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや<u>性的マイノリティに配慮した</u>整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発</u></p>	<p>の協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <hr/> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、<u>災害発生時</u>に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、<u>被災者</u>を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。<u>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定するものとする。</u>なお、指定避難所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いを考慮し、<u>男女双方の視点に立った</u>整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○委員からの御意見を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>生じた場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p><u>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制</p> <p>県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、<u>災害時</u>の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。</p> <p>(6) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</p> <p>市町村は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイ</p>	<p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制</p> <p>県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、<u>災害発生時</u>の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。</p> <p>(6) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</p> <p>市町村は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイ</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、<u>避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達</u>するものとする。</p>	<p>ドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、<u>高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進</u></p>	○防災基本計画と整合
略	略	
(7) 略	(7) 略	
<p>(8) <b>浸水想定区域における避難確保のための措置</b></p> <p>国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川等として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水範囲</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>洪水浸水想定区域</u>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</p>	<p>(8) <b>浸水想定区域における避難確保のための措置</b></p> <p>国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>洪水予報河川等に</u>指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</p>	○防災基本計画の修正
略	略	
<p>(9) <b>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</b></p> <p>市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の<u>危険度分布</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令<u>対象区域</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて<u>見直す</u>ものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p>	<p>(9) <b>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</b></p> <p>市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する<u>メッシュ情報</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて<u>見直すよう努める</u>ものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p>	○防災基本計画の修正
<p>(10) <b>避難に関する広報</b></p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。<u>併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。</u></p>	<p>(10) <b>避難に関する広報</b></p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p>	○令和3年8月大雨の検証を踏まえた修正

新	旧	修正理由
<p>また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <hr/> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>また、避難情報が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。</p> <p>(11)から(14) 略</p> <p><b>(15) 感染症の自宅療養者等の避難</b></p> <p><u>県及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>第17節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項 略 ア 略</p>	<p>また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。<u>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>また、避難情報が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が<u>避難行動</u>の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。</p> <p>(11)から(14) 略</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>第17節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項 略 ア 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○県の対応方針の反映及び防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>イ 市町村備蓄 大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実にも努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要な物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。</p> <p>(2)から(4) 略</p>	<p>イ 市町村備蓄 大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トペーパー等の生活物資等</p> <p>災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>また、 ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実にも努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害発生時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要な物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。</p> <p>(2)から(4) 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 市町村計画 市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿 市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用が支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提</p>	<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 市町村計画 市町村は、市町村計画において、 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿 市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用が支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等 に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、<u>市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。</u>また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。</u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、<u>計画</u>の活用に支障が生じないよう、<u>個別避難計画</u>情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>市町村計画に定めるところにより、</u>消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定め<u>がある場合には</u>、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、<u>個別避難計画</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、<u>避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。</u>また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。</u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、<u>名簿</u>の活用に支障が生じないよう、<u>名簿</u>情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</u>に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定め<u>により</u>、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、<u>名簿</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
<p>エ 略</p> <p>(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施</p> <p>ア 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に</u></p>	<p>エ 略</p> <p>(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施</p> <p>ア 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。</p> <p><u>また、</u>要配慮者利用施設の避難確保に関する計画<u>や避難訓練の実施を支援する。</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3) 施設、設備等の整備</p> <p>ア 県</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、<u>ホテル・旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、<u>災害時</u>における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。</p> <p>エ 施設等管理者</p> <p>施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、長期停電に備え、<u>発災後 72 時間の事業継続が可能となる</u>非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 人材の確保とボランティア活用</p> <p>ア 県</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、市町村が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜 <u>DWAT</u>）の派遣体制を整備し、運用するものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(5) 外国人等に対する防災対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、<u>災害時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第 19 節 応急住宅対策</p> <p>略</p> <p>第 20 節 医療救護体制の整備</p> <p>略</p>	<p>イ 略</p> <p>(3) 施設、設備等の整備</p> <p>ア 県</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設<u>やホテル</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、<u>災害発生時</u>における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。</p> <p>エ 施設等管理者</p> <p>施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、長期停電に備え、<u>非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 人材の確保とボランティア活用</p> <p>ア 県</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、市町村が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜 <u>DCAT</u>）の派遣体制を整備し、運用するものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(5) 外国人等に対する防災対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、<u>災害発生時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第 19 節 応急住宅対策</p> <p>略</p> <p>第 20 節 医療救護体制の整備</p> <p>略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○チームの通称の変更</p> <p>○防災基本計画の修正</p>



新	旧	修正理由
<p>(3) 土砂災害防止対策 略</p> <p>ア 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。） a 略 b 警戒避難体制の整備 当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の<b>発表</b>及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。 岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難情報の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象<b>区域</b>を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p><b>(5) 備蓄拠点の設置及び資機材の配備</b> <u>県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努めるものとする。</u></p> <p>第24節 農地防災対策 略</p> <p>第25節 治山対策 略</p> <p>第26節 土地災害対策 第1項 土地災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 <u>また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的開催するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第2項 略</p>	<p>(3) 土砂災害防止対策 略</p> <p>ア 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。） a 略 b 警戒避難体制の整備 当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の<b>発令</b>及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。 岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難情報の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象<b>地域</b>を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略 <b>(新規)</b></p> <p>第24節 農地防災対策 略</p> <p>第25節 治山対策 略</p> <p>第26節 土地災害対策 第1項 土地災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 <b>(新規)</b></p> <p>(2) 略</p> <p>第2項 略</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○熱海市土石流災害の検証を踏まえた修正</p> <p>○熱海市土石流災害の検証を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第27節 都市災害対策 略</p> <p>第28節 地下街等保安対策 略</p> <p>第29節 建築物災害予防対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特殊建築物の災害予防 劇場、映画館、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、「第2章第9節 火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。 ア 略 イ 防災診断の実施 県は、関係機関と協議して、既存の特殊建築物で一定規模以上のものを指定して、一定時期ごとに建築士に<u>調査</u>をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をする。 ウからカ 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 空き家等の状況の確認</u> <u>市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>第30節 防災営農対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策 略</p> <p>第32節 文教対策 第1項 文教対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5) 登下校の安全確保 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。 なお、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、<u>災害時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p>	<p>第27節 都市災害対策 略</p> <p>第28節 地下街等保安対策 略</p> <p>第29節 建築物災害予防対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特殊建築物の災害予防 劇場、映画館、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、「第2章第9節 火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。 ア 略 イ 防災診断の実施 県は、関係機関と協議して、既存の特殊建築物で一定規模以上のものを指定して、一定時期ごとに建築士に<u>防災診断</u>をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をする。 ウからカ 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第30節 防災営農対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策 略</p> <p>第32節 文教対策 第1項 文教対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5) 登下校の安全確保 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。 なお、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、<u>災害発生時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(6) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第33節 行政機関の業務継続体制の整備 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 行政における業務継続計画の策定 県及び市町村は、<u>災害時</u>の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 企業の取り組み 企業は、大規模<u>災害時</u>の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>ア 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。</p>	<p>(6) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第33節 行政機関の業務継続体制の整備 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 行政における業務継続計画の策定 県及び市町村は、<u>災害発生時</u>の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 企業の取り組み 企業は、大規模<u>災害発生時</u>の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>ア 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</u>、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 略</p> <p>第36節 航空災害対策 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 線路防護施設の点検等</p> <p>鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずる恐れのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。</p> <p><u>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>(3)から(5) 略</p> <p>第38節 道路災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a及びb 略</p> <p><u>c 備蓄拠点の設置および資機材の配備</u></p> <p><u>県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努めるものとする。</u></p> <p>ウからカ 略</p> <p>キ 防災関係機関の防災訓練の実施</p>	<p><u>また</u>、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 略</p> <p>第36節 航空災害対策 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 線路防護施設の点検等</p> <p>鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずる恐れのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3)から(5) 略</p> <p>第38節 道路災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a及びb 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ウからカ 略</p> <p>キ 防災関係機関の防災訓練の実施</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○熱海市土石流災害の検証を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由
<p>a 及び b 略</p> <p><u>c 道路啓開訓練の実施</u>  <u>国及び県は、市町村、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>ク及びケ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策 略</p> <p>第41節 林野火災対策 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え  アからエ 略  オ 避難受入れ活動関係  市町村は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。  市町村は、<u>災害時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。  指定緊急避難場所については、市町村は、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>カからク 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第43節 大規模停電対策 略</p> <p>第3章 災害応急対策  第1節 活動体制  第1項 基本方針</p>	<p>a 及び b 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ク及びケ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策 略</p> <p>第41節 林野火災対策 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え  アからエ 略  オ 避難受入れ活動関係  市町村は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。  市町村は、<u>発災時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。  指定緊急避難場所については、市町村は、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>カからク 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第43節 大規模停電対策 略</p> <p>第3章 災害応急対策  第1節 活動体制  第1項 基本方針</p>	<p>○熱海市土石流災害の検証を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行う</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項から第4項 略</p> <p>第5項 国の<u>特定災害対策本部</u>、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>国は、<u>大規模な災害発生時（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）には、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議・調整等を行うため、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を設置する。</u></p> <p>1 <u>特定災害対策本部</u></p> <p>国は、<u>非常災害に至らない大規模な災害が発生していると認めたときは、防災担当大臣（事故災害においては安全規制等担当省庁の国務大臣）を本部長とした特定災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。</u></p> <p><u>また、災対法の規定により、特定災害対策本部に、特定災害対策本部長の定めるところにより、特定災害現地対策本部を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>非常災害対策本部</u></p> <p>国は、<u>非常災害が発生している</u>と認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>を本部長とした<u>非常災害対策本部</u>を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置<u>の実施など</u>を行う。</p> <p>また、災対法の規定により、<u>非常災害対策本部に、非常災害対策本部長の定めるところにより、非常災害現地対策本部を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>緊急災害対策本部</u></p> <p>国は、<u>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生している</u>と認めるときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置し、<u>防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施など</u>を行う。</p> <p>また、災対法の規定により、<u>緊急災害対策本部に、緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。</u></p> <p>略</p> <p>4 <u>連絡調整</u></p> <p>県は、国の<u>特定災害現地対策本部</u>、非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p>また、県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>発災直後は、<u>可能な限り被害規模を早期に把握する</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項から第4項 略</p> <p>第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1 <u>非常災害対策本部</u></p> <p>国は、非常災害が発生し、<u>その規模等により、内閣総理大臣が特別に必要</u>と認めるときは、<u>国務大臣</u>を本部長とし、<u>指定行政機関又は指定地方行政機関の職員を構成員とした</u>非常災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置<u>に関する計画</u>の実施などを行う。</p> <p>また、災対法の規定により、<u>非常災害現地対策本部を</u>非常災害対策本部長の定めるところにより、<u>非常災害対策本部に</u>置くことができる。</p> <p>2 <u>緊急災害対策本部</u></p> <p>国は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、<u>内閣総理大臣が特別に必要</u>と認めるときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置<u>することができる。所掌事務は、非常災害対策本部の例に準ずる。</u></p> <p>また、災対法の規定により、<u>緊急災害対策本部に、緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。</u></p> <p>略</p> <p>3 <u>連絡調整</u></p> <p>県は、国の<u>非常災害現地対策本部</u>及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p>また、県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 災害対策要員の確保 略</p> <p>第3節 ボランティア活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 県及び市町村の活動 県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 <u>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u> 市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 (2)から(5) 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第5節 災害応援要請 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5) 略 (6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策 県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる<u>とともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 災害対策要員の確保 略</p> <p>第3節 ボランティア活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 県及び市町村の活動 県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 <u>(新規)</u> 市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 (2)から(5) 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第5節 災害応援要請 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5) 略 (6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策 県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる<u>も</u> <u>のとする。</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由																
<p>第6節 交通応急対策 第1項 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを<u>広域物資輸送拠点等</u>とする。 略</p> <p>第7節 通信の確保 略</p> <p>第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 警報等の発表及び解除 ア 気象警報等 略</p> <p>○大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <table border="1" data-bbox="281 1329 1270 1942"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u></td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td><u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u></td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td><u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u></td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<p>第6節 交通応急対策 第1項 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを<u>一時集積配分拠点</u>とする。 略</p> <p>第7節 通信の確保 略</p> <p>第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 警報等の発表及び解除 ア 気象警報等 略</p> <p>○大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <table border="1" data-bbox="1439 1329 2427 1942"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u></td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td><u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u></td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td><u>洪水警報の危険度分布</u></td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<u>洪水警報の危険度分布</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p>
種 類	概 要																	
<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																	
<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																	
<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																	
種 類	概 要																	
<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																	
<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																	
<u>洪水警報の危険度分布</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																	

新		旧		修正理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	
略		略		
イからカ (2)から(4)	略	イからカ (2)から(4)	略	
第9節 災害情報等の収集・伝達		第9節 災害情報等の収集・伝達		
1及び2	略	1及び2	略	
3 実施内容		3 実施内容		
(1) 情報の収集・連絡手段		(1) 情報の収集・連絡手段		
略		略		
ア及びイ	略	ア及びイ	略	
ウ 情報の連絡手段		ウ 情報の連絡手段		
市町村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線(戸別受信機を含む。以下同じ。)、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。		市町村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線(戸別受信機を含む。以下同じ。)、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。		
県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ、 <u>人工衛星(宇宙航空研究開発機構(JAXA)との連携)</u> 等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。		県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ_____等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。		○情報収集の強化
(2) 被害状況等の調査・報告		(2) 被害状況等の調査・報告		
ア 被害状況等の報告方法		ア 被害状況等の報告方法		
略		略		
県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び <u>政府本部</u> を含む防災関係への共有を図るものとする。		県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び <u>非常本部等(「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。)</u> を含む防災関係への共有を図るものとする。		○防災基本計画の修正
イ及びウ	略	イ及びウ	略	
(3)及び(4)	略	(3)及び(4)	略	
(5) 応急対策活動情報の連絡		(5) 応急対策活動情報の連絡		
市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。		市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。		
県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、 <u>政府本部</u> の設置後はこれを <u>政府本部</u> に連絡する。		県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、 <u>非常本部等</u> の設置後はこれを <u>非常本部等</u> に連絡する。		○防災基本計画の修正
(6) 略		(6) 略		
第10節 災害広報		第10節 災害広報		

新	旧	修正理由
<p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) から (7) 略</p> <p><b>(8) 安否不明者等の氏名等公表</b>  <u>県は、救助・捜索活動等に資すると認められる場合には、県が定める手順に従い、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</u></p> <p>第 1 1 節 消防・救急・救助活動</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) から (3) 略</p> <p><b>(4) 活動における感染症対策</b>  <u>災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><b>(5) 惨事ストレス対策</b> 略</p> <p>第 1 2 節 水防活動</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 水防活動</p> <p>ア から キ 略</p> <p><b>ク 県排水ポンプ車</b>  <u>県は、管理する河川が氾濫した場合などに県が保有する排水ポンプ車を活用し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。</u></p> <p><b>ケ その他</b>  その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第 1 3 節 雪害対策 略</p> <p>第 1 4 節 火山災害対策</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と発表および伝達</p> <p>ア 噴火予報及び警報</p> <p>(ア) 及び (イ) 略</p> <p>(ウ) 噴火警戒レベルが運用されている火山</p>	<p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) から (7) 略</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>第 1 1 節 消防・救急・救助活動</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) から (3) 略</p> <p><b>(新規)</b></p> <p><b>(4) 惨事ストレス対策</b> 略</p> <p>第 1 2 節 水防活動</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 水防活動</p> <p>ア から キ 略</p> <p><b>(新規)</b></p> <p><b>ク その他</b>  その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第 1 3 節 雪害対策 略</p> <p>第 1 4 節 火山災害対策</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と発表および伝達</p> <p>ア 噴火予報及び警報</p> <p>(ア) 及び (イ) 略</p> <p>(ウ) 噴火警戒レベルが運用されている火山</p>	<p>○熱海市土石流災害の検証を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○県の排水ポンプ車の配備</p>

新							旧							修正理由
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説明			種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説明			
				火山活動 の状況	住民等の行動	登山者・入山 者への対応					火山活動 の状況	住民等の行動	登山者・入山 者への対応	
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	略	略	登山者・入山 者への対応	特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	略	略	登山者・入山 者への対応	
			4 (高齢者 等避難)	居住地域に重大な 被害を及ぼす噴火 が発生すると予想 される(可能性が 高まってきてい る)。	警戒が必要な居 住地域での <b>高齢 者等の要配慮者 の避難、住民の避 難の準備</b> が必要 (状況に応じて 対象地域を判 断)。					居住地域に重大な 被害を及ぼす噴火 が発生すると予想 される(可能性が 高まってきてい る)。	警戒が必要な居 住地域での <b>避難 の準備、要配慮者 の避難等</b> が必要 (状況に応じて 対象地域を判 断)。			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	○噴火警戒レベル4の キーワードの変更(令和 3年12月16日)を踏 まえた修正
(エ) 略							(エ) 略							
イ 降灰予報							イ 降灰予報							○表現の整理(気象庁 の用語解説と統一)
(ア) 降灰予報(定時)							(ア) 降灰予報(定時)							
<p><u>噴火警報発表中の火山で、噴火により住民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、事前に対策がとれるようにするために、定期的(3時間ごと)に発表。噴火発生の有無によらず、定期的(3時間ごと)に発表し、噴火が発生したときに予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先まで提供</u></p>							<p><u>噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表</u></p> <p><u>噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的(3時間ごと)に発表</u></p> <p><u>18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</u></p>							○表現の整理(気象庁 の用語解説と統一)
(イ) 降灰予報(速報)							(イ) 降灰予報(速報)							
<p><u>事前に計算した結果を用い、即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるよう発表する降灰予報。噴火発生後、速やかに(5~10分程度で)発表し、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について提供</u></p>							<p><u>噴火が発生した火山に対して、「噴火に関する火山観測報」を受けて発表</u></p> <p><u>発生した噴火により、降灰予報(定時)を発表中の火山は降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合、降灰予報(定時)が未発表の火山は予測された降灰が「少量」のみの場合であっても必要に応じて、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u></p> <p><u>事前計算された降灰予報結果をもとに、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表</u></p>							○表現の整理(気象庁 の用語解説と統一)
(ウ) 降灰予報(詳細)							(ウ) 降灰予報(詳細)							
<p><u>噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動をとることができるように発表する降灰予報。噴火発生後、20~30分程度で発表し、噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻について提供</u></p>							<p><u>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表</u></p> <p><u>降灰予報の結果に基づき、降灰予報(定時)を発表中の火山は降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合、降灰予報(定時)が未発表の火山は予測された降灰が「少量」のみの場合であっても必要に応じて、噴火後20~30分程度で発表</u></p> <p><u>降灰予報(速報)を発表した場合、予想降灰量によらず発表</u></p> <p><u>噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供</u></p>							○表現の整理(気象庁 の用語解説と統一)
ウ 火山現象に関する情報等							ウ 火山現象に関する情報等							
略							略							
(ア) 及び (イ) 略							(ア) 及び (イ) 略							
(ウ) 噴火速報							(ウ) 噴火速報							

新	旧	修正理由
<p><u>登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。</u>火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために<u>発表</u></p> <p>(エ) 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、<u>随時及び定期的に</u>発表</p> <p>(オ) 及び (カ) 略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>(4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 略</p>	<p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。</u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、<u>火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表</u></p> <p><u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <p><u>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u></p> <p><u>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u></p> <p>(エ) 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、<u>毎月又は必要に応じて</u>発表</p> <p>(オ) 及び (カ) 略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>(4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 略</p>	<p>○表現の整理(気象庁の用語解説と統一)</p> <p>○表現の整理(気象庁の用語解説と統一)</p>
<p>&lt;噴火警報等の伝達系統図&gt;</p> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。</p> <p>注2) 特別警報が発表された場合、県から関係市町村への通知、及び市町村から住民への周知の措置が義務づけられて<u>おり、二重線で示すルートにより伝達する。</u></p> <p>* NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る</p>	<p>&lt;噴火警報等の伝達系統図&gt;</p> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。</p> <p>注2) 特別警報が発表された場合、県から関係市町村への通知、及び市町村から住民への周知の措置が義務づけられて<u>いる。</u></p> <p><u>注3) 破線で示すルートは、規定された通信系統障害時にバックアップを行う。</u></p> <p>* NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。</p>	<p>○気象庁からの意見を踏まえた修正</p>

新							旧							修正理由
別表3 御嶽山の噴火警戒レベル							別表3 御嶽山の噴火警戒レベル							
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等	
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及そよ火側 住域びれり口	5 (避難)	略	略	略	特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及そよ火側 住域びれり口	5 (避難)	略	略	略	
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備</u> が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 歴史記録なし				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>避難準備、要配慮者の避難等</u> が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 歴史記録なし		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火であること留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等 <u>(2022年3月現在、地元自治体の一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制中)</u> 。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火であること留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等 <u>(2021年5月現在、地元自治体の一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制中)</u> 。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり	
別表4 焼岳の噴火警戒レベル							別表4 焼岳の噴火警戒レベル							○噴火警戒レベル4のキーワードの変更(令和3年12月16日)を踏まえた修正
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及そよ火側 住域びれり口	5 (避難)	略	略	略	特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及そよ火側 住域びれり口	5 (避難)	略	略	略	
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備</u> が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。  【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>避難準備、要配慮者の避難等</u> が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。  【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

○噴火警戒レベル4のキーワードの変更(令和3年12月16日)を踏まえた修正

○噴火警戒レベル4のキーワードの変更(令和3年12月16日)を踏まえた修正

新							旧							修正理由
別表5 白山の噴火警戒レベル							別表5 白山の噴火警戒レベル							○噴火警戒レベル4のキーワードの変更(令和3年12月16日)を踏まえた修正
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火	居住地及びその側	5(避難)	略	略	略	特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火	居住地及びその側	5(避難)	略	略	略	
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備</u> が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 歴史記録なし				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>避難準備、要配慮者の避難等</u> が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 歴史記録なし		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル							別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル							○噴火警戒レベル4のキーワードの変更(令和3年12月16日)を踏まえた修正
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及びその側	5(避難)	略	略	略	特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及びその側	5(避難)	略	略	略	
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備</u> が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 歴史記録なし				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <u>避難準備、要配慮者の避難等</u> が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 歴史記録なし		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
第15節 県防災ヘリコプターの活用 略							第15節 県防災ヘリコプターの活用 略							○文言の修正
第16節 孤立地域対策 1及び2 略							第16節 孤立地域対策 1及び2 略							
3 実施内容 (1)から(5) 略 (6) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立 <u>地域</u> 対策指針により、その他の対策を実施するものとする。							3 実施内容 (1)から(5) 略 (6) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立 <u>集落</u> 対策指針により、その他の対策を実施するものとする。							

新	旧	修正理由
<p>第17節 災害救助法の適用 略</p> <p>第18節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難の指示 災害から、住民等の生命、身体の一部の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。 ア及びイ 略 ウ 県知事等の措置 県知事等は、洪水あるいは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条) 県は、<b>避難者</b>の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、<b>避難者</b>の運送を要請するものとする。 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、<b>避難者</b>の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。 エからカ 略 (2)及び(3) 略 (4) 避難措置等の周知 ア 略 イ 住民等に対する周知 県及び市町村は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第10節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。 また、市町村は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。 <u>県は、SNS等を活用し、各自の居住地や勤務地等に応じた避難情報等の配信に努めるものとする。</u></p>	<p>第17節 災害救助法の適用 略</p> <p>第18節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難の指示 災害から、住民等の生命、身体の一部の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。 ア及びイ 略 ウ 県知事等の措置 県知事等は、洪水あるいは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条) 県は、<b>被災者</b>の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、<b>被災者</b>の運送を要請するものとする。 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、<b>被災者</b>の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。 エからカ 略 (2)及び(3) 略 (4) 避難措置等の周知 ア 略 イ 住民等に対する周知 県及び市町村は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第10節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。 また、市町村は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。 <u>(新規)</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和3年8月大雨の検証を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所</p> <p>市町村は、<u>災害時には</u>、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</p> <p><u>市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u>さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>ホテル・旅館</u>等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 指定避難所における措置</p> <p>指定避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a <u>避難者</u>の受入れ</p> <p>b <u>避難者</u>に対する給水、給食措置</p> <p>c 負傷者に対する医療救護措置</p> <p>d <u>避難者</u>に対する生活必需品の供給措置</p> <p>e その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅<u>避難者</u>への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避</u></p>	<p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所</p> <p>市町村は、<u>災害が発生するおそれがある場合又は発災時に</u>、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p><u>さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル</u>等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 指定避難所における措置</p> <p>指定避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a <u>被災者</u>の受入れ</p> <p>b <u>被災者</u>に対する給水、給食措置</p> <p>c 負傷者に対する医療救護措置</p> <p>d <u>被災者</u>に対する生活必需品の供給措置</p> <p>e その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅<u>被災者</u>への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、<u>助産師</u>、<u>看護師</u>、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備</u>や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p><u>市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への<u>避難者</u>に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努め</p>	<p><u>災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>簡易</u> <u>ベッド</u> _____ 等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、 _____ <u>看護師</u>、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、 _____ <u>巡回警備</u>や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に<u>避難した被災者</u>に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努め</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○避難所の良好な生活環境の確保</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ることとする。</p> <p><b>オ 県有施設の利用</b>  県は、市町村長の要請に応じ、<u>避難者</u>を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う受入れ活動に協力する。</p> <p><b>カ 略</b>  (6)から(9) 略</p> <p>(10) <b>応急仮設住宅（<u>賃貸型応急住宅</u>を含む）の提供</b>  県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p><u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、</u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11) <b>要配慮者への配慮</b>  市町村は、<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>(12) <u>広域避難</u>  <b>ア 市町村の役割</b>  <u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した</u></p>	<p>ることとする。</p> <p><b>オ 県有施設の利用</b>  県は、市町村長の要請に応じ、<u>被災者</u>を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う受入れ活動に協力する。</p> <p><b>カ 略</b>  (6)から(9) 略</p> <p>(10) <b>応急仮設住宅（<u>みなし仮設</u>を含む）の提供</b>  県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p><u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、</u>  <u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11) <b>要配慮者への配慮</b>  市町村は、<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>を</u>効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>(12) <b>行政区域を越えた広域避難の支援要請</b>  <u>県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難の受入れに関する支援を要請するものとする。</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>



新	旧	修正理由
<p>第2 1 節 生活必需品供給活動</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活必需品の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 物資の調達、輸送</p> <p>生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第2 1 節 生活必需品供給活動</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活必需品の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 物資の調達、輸送</p> <p>生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>夏季には扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>
<p>第2 2 節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜<u>DWAT</u>）の派遣を行う。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>	<p>第2 2 節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜<u>DCAT</u>）の派遣を行う。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○チームの通称の変更</p>
<p>第2 3 節 帰宅困難者対策</p> <p>略</p>	<p>第2 3 節 帰宅困難者対策</p> <p>略</p>	
<p>第2 4 節 応急住宅対策</p> <p>1 方針</p>	<p>第2 4 節 応急住宅対策</p> <p>1 方針</p>	

新	旧	修正理由
<p>災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。</p> <p>ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第18節 避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として市町村長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市町村長が行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。</p> <p>市町村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（<b>賃貸型応急住宅</b>を含む）の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 住宅の応急修理</p> <p>市町村は、災害のため住家が半壊、<u>半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受ける</u>など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(10) 略</p> <p><b>(11) 適切な管理のなされていない空き家等の措置</b></p> <p><u>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p><b>(12) その他</b></p> <p>略</p>	<p>災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。</p> <p>ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第18節 避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市町村長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市町村長が行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。</p> <p>市町村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（<b>みなし仮設</b>を含む）の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 住宅の応急修繕</p> <p>市町村は、災害のため住家が半壊<u>又は半焼する</u>など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(10) 略</p> <p><b>(新規)</b></p> <p><b>(11) その他</b></p> <p>略</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○災害救助法の内容と整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第25節 医療・救護活動 1及び2 略 3 実施内容     (1) 医療救護活動         アからカ 略         キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請             県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は<u>政府本部</u>に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。             県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。         ク及びケ 略     (2)及び(3) 略</p> <p>第26節 救助活動 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第30節 清掃活動 略</p> <p>第31節 愛玩動物等の救援 略</p> <p>第32節 災害義援金品の募集配分 1及び2 略 3 実施内容     (1) 義援金品の募集         ア 義援金品の募集機関             県内又は他の都道府県において大規模災害が発生した場合に、県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、社会福祉法人岐阜県共同募金</p>	<p>第25節 医療・救護活動 1及び2 略 3 実施内容     (1) 医療救護活動         アからカ 略         キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請             県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は<u>国非常本部等</u>に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。             県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。         ク及びケ 略     (2)及び(3) 略</p> <p>第26節 救助活動 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第30節 清掃活動 略</p> <p>第31節 愛玩動物等の救援 略</p> <p>第32節 災害義援金品の募集配分 1及び2 略 3 実施内容     (1) 義援金品の募集         ア 義援金品の募集機関             県内又は他の都道府県において大規模災害が発生した場合に、県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、社会福祉法人岐阜県共同募金</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、<u>政府本部</u>、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。</p> <p>略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第33節 産業応急対策 略</p> <p>第34節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第36節 文教災害対策 略</p> <p>第37節 災害警備活動 略</p> <p>第38節 航空災害対策 略</p> <p>第39節 鉄道災害対策 略</p> <p>第40節 道路災害対策 略</p> <p>第41節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第42節 危険物等災害対策 略</p> <p>第43節 林野火災対策 略</p> <p>第44節 大規模な火事災害対策 略</p>	<p>会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、<u>国の非常災害対策本部</u>、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。</p> <p>略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第33節 産業応急対策 略</p> <p>第34節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第36節 文教災害対策 略</p> <p>第37節 災害警備活動 略</p> <p>第38節 航空災害対策 略</p> <p>第39節 鉄道災害対策 略</p> <p>第40節 道路災害対策 略</p> <p>第41節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第42節 危険物等災害対策 略</p> <p>第43節 林野火災対策 略</p> <p>第44節 大規模な火事災害対策 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第45節 大規模停電対策 略</p> <p>第4章 災害復旧 第1節 復旧・復興体制の整備 第1項 略</p> <p>第2項 迅速な現状復旧        県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</p> <p><u>国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</u></p> <p><u>国（国土交通省）は、県道又は市町村道について、県又は市町村から要請があり、かつ県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</u></p> <p><u>県は、市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>	<p>第45節 大規模停電対策 略</p> <p>第4章 災害復旧 第1節 復旧・復興体制の整備 第1項 略</p> <p>第2項 迅速な現状復旧        県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>○地震対策計画との整合</p> <p>○地震対策計画との整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○地震対策計画との整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 人的資源等の確保  県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。  <u>県は、県及び市町村の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊(DRS)」を被災地へ派遣する。</u></p> <p>第5項 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保  1 方針  被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。  <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 略</p>	<p>(新規)</p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 人的資源等の確保  県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。  (新規)</p> <p>第5項 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保  1 方針  被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。  (新規)</p> <p>2及び3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 略</p>	<p>正</p> <p>○令和3年8月大雨の検証を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>